

政令第七十五号

災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「単身赴任手当」の下に「、同法第十二条の三第一項の在宅勤務等手当」を加え、同条第五項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第二条 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、同法第十二条の三第一項の在宅勤務等手当」を加え、同条第五項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

## 理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行による在宅勤務等手当の創設に伴い、災害時に指定行政機関等から地方公共団体に派遣された職員が国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととする等の必要があるからである。